

報 告 第 1 9 号

平成 2 4 年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、平成 2 4 年度新居浜市一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

平成 2 5 年 9 月 3 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成24年度新居浜市一般会計継続費精算報告書

(一 般 会 計 )

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画					実 績					比 較										
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳								
					特 定 財 源					一般財源	特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源				一般財源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他			国庫支出金	県支出金	地方債			その他	国庫支出金	県支出金	地方債		その他		
2	総務費	1 総務管理費	総合文化施設建設事業(設計委託)	22	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				23	189,000,000	75,600,000	-	107,700,000	-	5,700,000	53,200,000	21,280,000	-	28,700,000	-	3,220,000	135,800,000	54,320,000	-	79,000,000	-	-	2,480,000
				24	0	-	-	-	-	-	134,541,050	49,700,000	-	67,000,000	-	17,841,050	△ 134,541,050	△ 49,700,000	-	△ 67,000,000	-	-	△ 17,841,050
				計	189,000,000	75,600,000	-	107,700,000	-	5,700,000	187,741,050	70,980,000	-	95,700,000	-	21,061,050	1,258,950	4,620,000	-	12,000,000	-	-	△ 15,361,050
4	衛生費	1 保健衛生費	温暖化対策地域計画策定業務	23	3,150,000	-	-	-	-	3,150,000	3,150,000	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	
				24	2,541,000	-	-	-	-	2,541,000	2,541,000	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0
				計	5,691,000	-	-	-	-	5,691,000	5,691,000	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0
7	商工費	1 商工費	企業誘致整備対策事業	23	515,718,000	-	-	-	106,531,000	409,187,000	375,686,467	-	-	-	106,531,380	269,155,087	140,031,533	-	-	-	△ 380	140,031,913	
				24	90,000,000	-	-	-	-	90,000,000	168,483,579	-	-	-	31,757,200	136,726,379	△ 78,483,579	-	-	-	△ 31,757,200	△ 46,726,379	
				計	605,718,000	-	-	-	106,531,000	499,187,000	544,170,046	-	-	-	138,288,580	405,881,466	61,547,954	-	-	-	△ 31,757,580	93,305,534	

参照条文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（継続費）

第145条（省略）

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 （省略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2～4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 （省略）